1263	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1―4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成26年12月15日
1264	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1―5　耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成26年12月15日
1265	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1―1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成26年12月15日
1266	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1―2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成26年12月15日
1267	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1―4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成26年12月15日

○国土交通省告示第千百九十六号

東日本旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の特別急行料金の上限設定認可申請事案（事案番号平二十六第三〇〇一号及び平二十六第三〇〇二号）については、平成二十六年十二月十六日付け国運審第三十三号及び第三十四号により、運輸審議会から、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第千百九十七号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則の表利率欄中「〇・七パーセント」を「〇・六パーセント」に改める。

附則第三項の表二の項、三のロの項及び四の項利率欄中「〇・九パーセント」を「〇・八パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十六年十二月十日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○環境省告示第百三十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月二十六日

環境大臣　望月　義夫

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　杉田建材株式会社

ロ　住所　千葉県市原市万田野二十六番地

ハ　代表者の氏名　代表取締役　杉田　一夫

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

千葉県市原市万田野字中将塚四百八十一番四、字大窪四百七十九番三及び字谷留義四百八十三番十三並びに牛久字尊能四百四十九番三

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(5)　金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

五　申請年月日

平成二十六年十二月四日

六　縦覧場所

イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

ロ　環境省関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ハ　千葉県環境生活部廃棄物指導課

ニ　市原市環境部環境管理課